教科用図書採択の手順【特別支援学級】

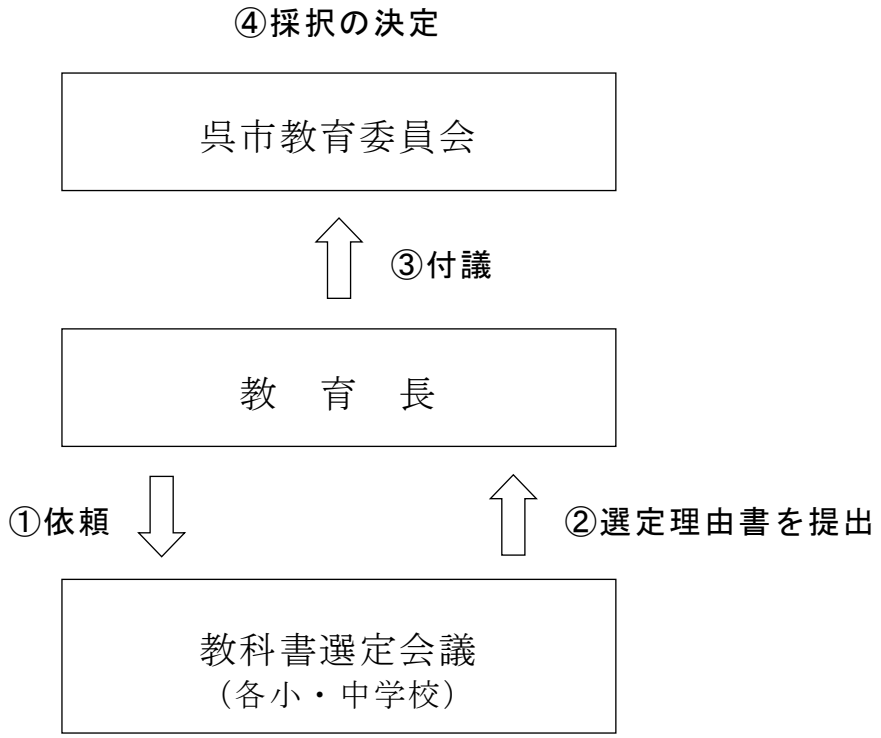

① 各小・中学校に「呉市教科用図書の採択に関する規程」，「令和４年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」及び日程を示し，教科用図書の選定について依頼する。
② 各小・中学校は，教科書選定会議を設置し，児童生徒の障害の状況及び発達段階に適合した教科用図書を選定するとともに，選定理由書を提出する。
③ 教育長は，教育委員会会議に付議する。
④ 各小・中学校が選定した教科用図書について審議し，会議の議決を経て採択を行う。